

固定資産の評価替えを行いました

問 財務課 資産税係 ☎62-9124

● 固定資産税とは

固定資産税は、毎年1月1日（賦課期日）現在に土地、家屋、償却資産（これらを総称して「固定資産」といいます）を所有している人が、その固定資産の価格（評価額）を基に算出された税額をその固定資産の所在する市町村に納める税金です。

● 土地

土地の評価は、固定資産評価基準に基づき、地目別に定められた評価方法で行います。登記簿謄本上の地目に関わらず、その年の1月1日（賦課期日）現在の土地の状況で認定します。宅地の場合は、町内を土地の利用状況の似た地区にグループ分け（状況類似地区といいます）し、地区内の標準的な宅地の鑑定評価などを基に評価額が決まります。

● 家屋

家屋の評価は、固定資産評価基準に基づき再建築価格（評価対象家屋と同一のものを評価の時点において新築するとした場合に必要とされる建築費）を基準とする方法によって求めます。評価額は評価対象となる家屋の評点数を求め、それに評点一点当たりの価額を乗じて算出します。

● 評価替えとは

資産価格の変動に対応し、均衡のとれた適正な価格に見直す作業のことをいいます。土地と家屋については原則として3年毎に価格を見直す制度がとられており、これを「評価替え」といいます。

令和3年度はこの評価替え基準年度であるため、評価額が見直されますが、令和4年度・5年度は、基準年度の価格をそのまま据置きます。ただし、①新たに固定資産税の課税対象となった土地または家屋、②土地の地目の変換、家屋の増改築などによって基準年度の価格によることが適当でない土地または家屋については、新たに評価を行い価格を決定します。

今年度の評価替えでは、土地は令和2年の鑑定評価を基に時点修正を加味したものを評価額に反映、家屋は、令和2年度の再建築費評点数に再建築費評点補正率（木造1.04・非木造1.07）と経年減点補正率等乗じて、算出されたものを評価額に反映しました。



軽自動車税(種別割)の減免には手続きが必要です

申込 問 財務課 収納係 ☎62-9123

下表で示される障がいをお持ちの方で、要件に該当する方は軽自動車税(種別割)の減免を受けることができます。減免申請をされる方は、町ホームページよりダウンロード、または財務課 収納係（役場1階⑤番窓口）に設置されている申請書に記入のうえ、申請ください。

【対象障がい範囲】

障がい区分	本人運転	本人以外が運転	障がい区分	本人運転	本人以外が運転
視覚	1～4級	1～4級	乳幼児期以前の非進行性脳病変による運動機能障害	上肢機能	1・2級
聴覚	2・3級	2・3級		下肢機能	1～6級
平衡感覚	3級	3級	心臓・腎臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸機能障害	1・3級	1・3級
音声機能 (喉頭摘出者のみ)	3級	—	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害	1～3級	1～3級
上肢障害	1・2級	1・2級	知的障害	総合判定A	総合判定A
下肢障害	1～6級	1～3級	精神障害	1級	1級
体幹障害	1～3、5級	1～3級	肝臓機能障害	1～3級	1～3級

【減免要件】 ①4月1日時点で、身体障がい者等が所有および運転していること

②4月1日時点で、身体障がい者等が所有(または18歳未満、知的または精神の障がいをお持ちの方と生計を一にする方が所有)し、生計を一にする方が運転していること

※障がい者1人につき1台減免。普通自動車と軽自動車をお持ちの場合、どちらか1台減免

◎申請に関する詳細は、事前に担当までお問い合わせください。